

京都府警察緊急配備規程

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

(概要)

重要事件発生の初期的段階における犯人検挙等の徹底を図るため、緊急配備、広域緊急配備及び重点警戒の実施に関して必要な事項を定めたものです。